

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十一月二十八日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一五〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道	府県	(略)	鹿児島	県						
所在地	官署	級別	区分	(略)	(略)	鹿児島	(略)	奄美市名瀬	矢之脇町二	六の一
				(略)	(略)	鹿児島財務	事務所名瀬	出張所	(略)	奄美市名瀬
				(略)	(略)	奄美海上保	名瀬測候所	六の一	矢之脇町二	奄美市名瀬
				(略)	(略)	三級地				

都道	府県	(略)	鹿児島	県						
所在地	官署	級別	区分	(略)	(略)	鹿児島	(略)	奄美市名瀬	長浜町一	一
				(略)	(略)	鹿児島財務	事務所名瀬	出張所	(略)	奄美市名瀬
				(略)	(略)	奄美海上保	名瀬測候所	港町八の一	奄美市名瀬	奄美市名瀬
				(略)	(略)	三級地				

	矢之脇町二	安部	
六の一	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区
税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る
ものにあつては平成三十年七月一日、沖
縄森林管理署安波森林事務所に係るもの
にあつては同年十月一日、那覇検疫所平
良出張所に係るものにあつては平成三十
一年四月一日、門司税関厳原税関支署比
田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署

	入舟町二二	安部	
の一	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区
税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る
ものにあつては平成三十年七月一日、沖
縄森林管理署安波森林事務所に係るもの
にあつては同年十月一日、那覇検疫所平
良出張所に係るものにあつては平成三十
一年四月一日、門司税関厳原税関支署比
田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署

名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古

名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古

島出張所に係るものにあつては令和六年
一月十五日、名瀬測候所に係るものにあ
つては同年十一月二十八日、奄美海上保
安部に係るものにあつては同年十二月十
日、鹿児島財務事務所名瀬出張所に係る
ものにあつては令和七年一月十四日）に
おける区域を示し、その後における当該
区域に係る表示の変更によつて影響され
るものではない。

2
(略)

二
(略)

島出張所に係るものにあつては令和六年
一月十五日）における区域を示し、その
後における当該区域に係る表示の変更に
よつて影響されるものではない。

2
(略)

二
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

一 奄美海上保安部に係る改正規定 令和六年十二月十日

二 鹿児島財務事務所名瀬出張所に係る改正規定 令和七年一月十四日